

第60号議案

政治倫理の確立のための足立区長の資産等の公開に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年6月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

政治倫理の確立のための足立区長の資産等の公開に関する条例の
一部を改正する条例

政治倫理の確立のための足立区長の資産等の公開に関する条例（平成
7年足立区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通
常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「
貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第
6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「株券」の次に「（株
券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば
当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加え、同号を同項第5号
とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第4号
の改正規定及び次項の規定は平成19年10月1日から、第2条第1
項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定（「証券取引法」を
「金融商品取引法」に改める部分に限る。）及び同項第7号から第1
0号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は証券取引法等の一部を改正
する法律（平成18年法律第65号）第3条の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための足立区長の資産等

の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、平成19年10月1日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

（提案理由）

郵政民営化法の施行等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。